

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新旧対照表(案)

2022年5月修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考												
	第1編 総則	第1編 総則													
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項													
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念													
3	「 <u>日本一の元気を暮らしの豊かさに</u> 」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。	「 <u>暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～</u> 」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。	あいちビジョン 2030の反映												
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱													
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱													
8	3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海農政局 内容 欄 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施 <u>及び指導</u> を行う。	3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海農政局 内容 欄 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施 <u>に関する指導及び助言</u> を行う。	表記の整理												
11	表中 機関名：中部地方整備局 内容 欄 (2) 初動対応 <u>(追加)</u> 情報連絡員（リエゾン）等及び（略）	表中 機関名：中部地方整備局 内容 欄 (2) 初動対応 <u>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</u> <u>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び（略）</u>	表記の整理												
16	5 指定公共機関 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">機関名</th> <th style="width:80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	5 指定公共機関 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">機関名</th> <th style="width:80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>楽天モバイル株式会社</u></td> <td><u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>	指定公共機関の追加に伴う修正
機関名	内容														
ソフトバンク株式会社	(略)														
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>														
機関名	内容														
ソフトバンク株式会社	(略)														
<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>														

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	一般社団法人日本建設業連合会 (略)	一般社団法人日本建設業連合会 (略)	
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
19	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 <u>県及び市町村は</u> 、行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)	表記の整理
21	6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 イ 県及び市町村は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。	6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 イ 県及び市町村は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、 <u>広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンター</u> の立ち上げ訓練を行う。	
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
	第4節 浸水想定区域における対策	第4節 浸水想定区域における対策	
28	1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置） (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、(略)	1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置） (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は <u>洪水</u> 特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、(略)	表記の整理
29	4 浸水想定区域のある市町村における措置 (1) 市町村地域防災計画に定める事項 市町村防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 (略) ア～ウ エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地	4 浸水想定区域のある市町村における措置 (1) 市町村地域防災計画に定める事項 市町村防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 (略) ア～ウ エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地 <u>(ただし、(ウ)の施設については所有者</u>	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	(略) <u>(追加)</u>	<u>または管理者から申出があった場合に限る。</u> (略) <u>(4) 市町村長の助言・勧告</u> <u>市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	水防法改正 (第15条) に伴う修正
30	6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 <u>及び市町村長への報告</u>	水防法改正 (第15条) に伴う修正
	第6節 農地防災対策	第6節 農地防災対策	
33	2 関連調整事項 (1) (略) また、防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)(以下、略) (2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。 ◆ 附属資料第1「防災重点ため池」	2 関連調整事項 (1) (略) また、防災重点 <u>農業用</u> ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)(以下、略) (2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。 ◆ 附属資料第1「防災重点 <u>農業用</u> ため池」	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	
34	1 県(建設局、建築局、農林基盤局)における措置 <u>(1) 土砂災害危険箇所等</u> の把握 県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により <u>土砂災害危険箇所(土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)</u> 、山地災害危険地区を把握する。 <u>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</u> ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、 <u>土砂災害危険箇所等について</u> 、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。 (略)	1 県(建設局、建築局、農林基盤局)における措置 <u>(2)へ移行)</u> <u>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</u> ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。 (略)	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</p> <p>ア 県は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料</u>を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。</p> <p>基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。</p> <p>イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>オ 土石流危険渓流</p> <p>① 標識等による住民への周知</p> <p>② 土石流を受け止める砂防えん堤の設置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害監視システム<u>の整備</u></p> <p>県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報(メッシュ情報)を<u>市町村や住民に提供する土砂災害監視システムの整備を行う。</u></p>	<p><u>(2) 山地災害危険地区</u>の把握</p> <p>県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により、山地災害危険地区を把握する。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</p> <p>ア 県は、<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料</u>を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。</p> <p>基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。</p> <p>イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 土砂災害監視システム<u>による情報提供</u></p> <p>県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報(メッシュ情報)を<u>土砂災害監視システムにより市町村や住民に提供する。</u></p>	
35	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市町村防災会議は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 町村防災会議は、<u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p>	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため
<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止</p>	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止</p>	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止</p>	
37	<p>1 県(農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局)及び市町村における措置</p> <p>(2) 施設管理者等に対する情報の提供</p> <p>(略)</p>	<p>1 県(農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局)及び市町村における措置</p> <p>(2) 施設管理者等に対する情報の提供</p> <p>(略)</p>	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	◆ 附属資料第1「 <u>危険箇所</u> 等の定義・土砂災害警戒区域等の定義」	◆ 附属資料第1「 <u>山地災害危険地区</u> 等の定義・土砂災害警戒区域等の定義」	等の調査が全て終了したため
37	2 市町村における措置 (略) <u>(追加)</u>	2 市町村における措置 (略) <u>(4) 市町村長の助言・勧告</u> <u>市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	土砂災害防止法の改正に伴う修正
38	3 要配慮者施設の所有者又は管理者における措置 (略) (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を使用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	3 要配慮者施設の所有者又は管理者における措置 (略) (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を使用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 <u>及び市町村長への報告</u>	土砂災害防止法の改正に伴う修正
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	
	第4節 道路災害対策	第4節 道路災害対策	
47	3 県（建設局、防災安全局）、県警察及び市町村における措置 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備 県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。	3 県（建設局、防災安全局）、県警察及び市町村における措置 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備 <u>県、県警察及び市町村</u> は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。	関係機関の整理
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第3節 文化財保護対策	第3節 文化財保護対策	
58	2 平常時からの対策 (1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財 <u>防災台帳</u> 」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 なお、 <u>防災台帳</u> の内容は次のとおりとする。 ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名 イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）	2 平常時からの対策 (1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財 <u>レスキュー台帳</u> 」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 なお、 <u>文化財レスキュー台帳</u> の内容は次のとおりとする。 ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・ <u>変更履歴・所有者住所</u> イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、 <u>構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、</u> その他）	文化財防災台帳の整備更新に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<p>ウ 防災関係の状況 (防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他)</p> <p>エ 所在地内の地図 ・周辺地図 ・広域地図 (略)</p> <p>(2) 文化財<u>防災台帳 (非常災害時以外は非公表) を県下3箇所</u>に配備し、大規模災害時に備える。</p>	<p>ウ 防災関係の状況 (防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、<u>所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等</u>、その他)</p> <p>エ 所在地内の地図 ・周辺地図 ・広域地図・<u>写真</u> (略)</p> <p>(2) 文化財<u>レスキュー台帳を市町村等とクラウド上で共有し</u>、大規模災害時に備える。</p>	
	第4節 防災建造物整備対策	第4節 防災建造物整備対策	
59	4 県 (教育委員会)、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置	4 県 (教育委員会)、市町村及び国立・私立学校管理者における措置	表記の整理
	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
65	<p>表中</p> <p>2 (6) 防災ヘリコプターの導入及び<u>防災航空隊の設置</u></p>	<p>表中</p> <p>2 (6) 防災ヘリコプターの導入及び<u>ヘリコプターを用いた活動体制の整備</u></p>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。 (地方自治法第252条の14による。 以下同様。)
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
68	<p>2 県 (防災安全局) における措置</p> <p>(6) 防災ヘリコプターの導入及び<u>防災航空隊の設置</u></p> <p>ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、<u>防災航空隊を設置する</u>。</p> <p>イ 防災航空隊は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できるように、<u>24時間勤務体制とする</u>。</p>	<p>2 県 (防災安全局) における措置</p> <p>(6) 防災ヘリコプターの導入及び<u>ヘリコプターを用いた活動体制の整備</u></p> <p>ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、<u>名古屋市に地方自治法第252条の14に基づく「事務の委託」を行う</u>。</p> <p>イ 県は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できる<u>体制を確保するよう、事務を受託した名古屋市との調整に努める</u>。</p>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
69	7 情報の収集・連絡体制の整備等 (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、 電気 通信事業者は、(略)	7 情報の収集・連絡体制の整備等 (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、通信事業者は、(略)	表記の整理
71	1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策 (3) 広域連携、民間連携の促進 イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 ・相手方 一般社団法人愛知県産業 廃棄物 協会 (平成17年4月1日付け) ◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書(県対県産業 廃棄物 協会)」	1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策 (3) 広域連携、民間連携の促進 イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 ・相手方 一般社団法人愛知県産業 資源循環 協会 (平成17年4月1日付け) ◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書(県対県産業 資源循環 協会)」	協会の名称 変更に伴う 修正
	第9章 避難行動の促進対策	第9章 避難行動の促進対策	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
73	基本方針 ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に 避難情報 を発令する。	基本方針 ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。	表記の整理
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
73	表中 区分 第1節 気象警報や避難 勧告等 の情報伝達体制の整備 (略) 第3節 避難 勧告等 の判断・伝達マニュアルの作成	表中 区分 第1節 気象警報や避難 情報 の情報伝達体制の整備 (略) 第3節 避難 情報 の判断・伝達マニュアルの作成	表記の整理
	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
75	1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成 イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 (エ) 土砂災害警戒情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布、(略) キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 (ア) 避難の指示等を発令する基準は、(略)水防警報の 発令 など、(略)	1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成 イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 (エ) 土砂災害警戒情報、 土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、(略) キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 (ア) 避難の指示等を発令する基準は、(略)水防警報の 発表 など、(略)	表記の整理
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
83	<p>県(福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会)、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。 ウ 個別避難計画の作成 (略) イ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</p>	<p>県(福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会)、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、<u>児童委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、<u>情報提供</u>の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。 ウ 個別避難計画の作成 (略) イ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、<u>児童委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、<u>情報提供</u>の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</p>	<p>児童委員の追記(防災基本計画の表記と統一)</p> <p>表記の整理</p>
85	<p>(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア 計画の作成等 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア 計画の作成等 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、<u>市町村長に報告</u>するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、<u>その結果を市町村長に報告</u>するものとする。 (略) <u>(ウ) 市町村長の助言・勧告</u> <u>市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u></p>	<p>同上</p> <p>水防法の改正等に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	第11章 応援・受援体制の整備策	第11章 応援・受援体制の整備策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
87	表中 第2節 中部地方整備局 3 緊急災害対策派遣隊等	表中 第2節 中部地方整備局 3 緊急災害対策派遣隊 <u>(TEC-FORCE)</u> 等	表記の整理
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
88	2 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 (3) 受援体制の整備 (略) また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員 確保 制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	2 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 (3) 受援体制の整備 (略) また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員 派遣 制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	表記の整理
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等	
90	県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 (略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県 <u>の</u> 基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。 <u>なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。</u>	県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 (略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「 <u>愛知県基幹的広域防災拠点</u> 」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。 <u>当該拠点には、消防学校と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。</u>	愛知県基幹的広域防災拠点の整備計画修正に伴う修正
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災のための意識啓発・広報	
93	3 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置	3 県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校管理者における措置	表記の整理
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
94	県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) <u>電気</u> 通信事業者は、災害時における通信料の増加を抑制するため、(略)	県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) 通信事業者は、災害時における通信料の増加を抑制するため、(略)	表記の整理
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
95	1 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置	1 県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校管理者における措置	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考						
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策							
	第1章 活動態勢 (組織の動員配備)	第1章 活動態勢 (組織の動員配備)							
	第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用							
104	1 県 (防災安全局、県民文化局、福祉局、建築局、教育委員会) における措置 1 (3) 市町村への委任 表中 「救助の種類」 - 「学用品の給与」 <u>市町村立小・中学校等</u> 児童生徒分 <u>県立高等学校、特別支援学校等</u> 、私立学校等児童生徒分	1 県 (防災安全局、県民文化局、福祉局、建築局、教育委員会) における措置 1 (3) 市町村への委任 表中 「救助の種類」 - 「学用品の給与」 <u>市町村立学校</u> 児童生徒分 <u>県立学校</u> 、私立学校等児童生徒分	表記の整理						
	第2章 避難行動	第2章 避難行動							
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動							
108	表中 区分 第2節 避難情報 機関名：県 主な措置 欄 「○ 立退き <u>勧告等</u> の代行」 機関名：市町村 主な措置 欄 「○ 立退きの <u>勧告・指示</u> 」	表中 区分 第2節 避難情報 機関名：県 主な措置 欄 「○ 立退き <u>指示等</u> の代行」 機関名：市町村 主な措置 欄 「○ 立退きの <u>指示</u> 」	表記の整理						
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置							
109	表中 <u>(追加)</u>	<table border="1"> <tr> <td><u>第4節</u></td> <td><u>市町村</u></td> <td><u>1 広域避難に係る協議</u></td> </tr> <tr> <td><u>広域避難</u></td> <td><u>県</u></td> <td><u>1 広域避難に係る協議</u> <u>2 居住者等の運送</u></td> </tr> </table>	<u>第4節</u>	<u>市町村</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u>	<u>広域避難</u>	<u>県</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u> <u>2 居住者等の運送</u>	表記の整理
<u>第4節</u>	<u>市町村</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u>							
<u>広域避難</u>	<u>県</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u> <u>2 居住者等の運送</u>							
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達							
109	1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報 (該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。) を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・ <u>中部地方整備局</u> ・日本放送協会 <u>名古屋放送局</u> に通知しなければならない。	1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報 (該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。) を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・ <u>国土交通省機関</u> に通知しなければならない。	気象庁における「気象警報等の伝達系統図」更新等に伴う修正						

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
110	<p>6 土砂災害警戒情報 (名古屋地方気象台及び県 (建設局) における措置) 名古屋地方気象台及び県は、<u>分けられた区</u>ごとに、(略)</p>	<p>6 土砂災害警戒情報 (名古屋地方気象台及び県 (建設局) における措置) 名古屋地方気象台及び県は、<u>市町村</u>ごとに、(略)</p>	表記の整理
112	<p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	関係機関の整理
113	<p>図2 洪水予報 ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p>	<p>図2 洪水予報 ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p>	関係機関の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<p>矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報の伝達にあつては中部管区警察局を経由しない。</p> <p>中部地方整備局 庄内川河川事務所(庄内川・矢田川) 豊橋河川事務所(矢作川・豊川及び豊川放水路) 木曾川下流河川事務所(木曾川(下流)・長良川(下流)) 木曾川上流河川事務所(木曾川(中流))</p> <p>中部管区警察局 → 愛知県警察本部 → 関係警察署</p> <p>陸上自衛隊</p> <p>水資源機構中部支社</p> <p>愛知県 (一宮建設事務所) → 愛知県尾張水害予防組合 (木曾川(下流)・長良川(下流)・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路を除く) (海部建設事務所) → 海部地区水防事務組合 (矢作川・豊川及び豊川放水路を除く)</p> <p>(県防災行政無線) → 市町村 → 住民等</p> <p>名古屋地方気象台 消防庁 → 市町村 → 住民等 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株) 報道機関 → 住民等 防災関係機関</p>	<p>矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報の伝達にあつては中部管区警察局を経由しない。</p> <p>中部地方整備局 庄内川河川事務所(庄内川・矢田川) 豊橋河川事務所(矢作川・豊川及び豊川放水路) 木曾川下流河川事務所(木曾川(下流)・長良川(下流)) 木曾川上流河川事務所(木曾川(中流))</p> <p>中部管区警察局 → 愛知県警察本部 → 関係警察署</p> <p>陸上自衛隊</p> <p>水資源機構中部支社</p> <p>愛知県 (一宮建設事務所) → 愛知県尾張水害予防組合 (木曾川(下流)・長良川(下流)・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路を除く) (海部建設事務所) → 海部地区水防事務組合 (矢作川・豊川及び豊川放水路を除く)</p> <p>(県防災行政無線) → 市町村 → 住民等</p> <p>名古屋地方気象台 消防庁 → 市町村 → 住民等 西日本電信電話(株) 報道機関 → 住民等 防災関係機関</p>	
114	イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報	イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報	関係機関の整理

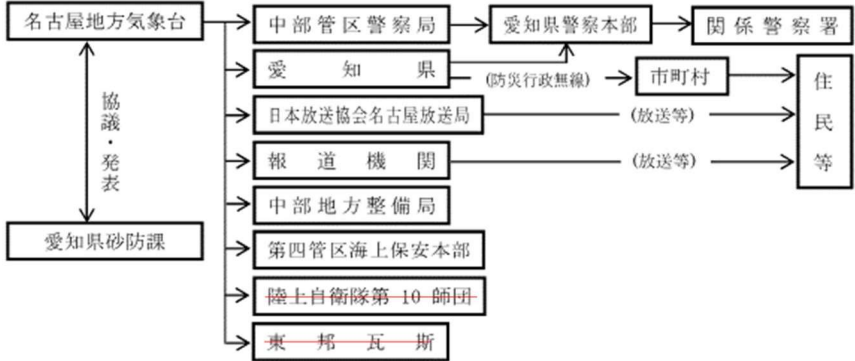
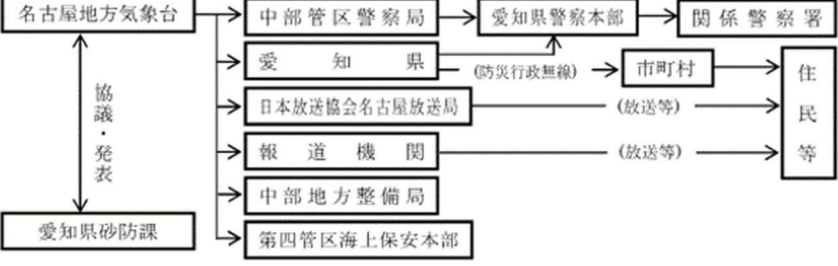
風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<p>新川、天白川、日光川、境川・逢妻川洪水予報</p> <p>愛知県建設事務所(新川・天白川) / 愛知県海部建設事務所(日光川) / 愛知県立建設事務所(境川・逢妻川) → (海部建設事務所) → 海部地区水防事務組合 (天白川・境川・逢妻川を除く) / (一宮建設事務所) → 愛知県尾張水害予防組合 (天白川・境川・逢妻川を除く) (県防災行政無線) → 市町村 → 住民等</p> <p>陸上自衛隊 / 愛知県警察本部 → 関係警察署 / 関係機関</p> <p>名古屋地方気象台 → 愛知県 (県防災行政無線) / 消防庁 / 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株) / 報道機関 / 防災関係機関</p>	<p>新川・天白川・日光川・境川・逢妻川洪水予報</p> <p>愛知県建設事務所(新川・天白川) / 愛知県海部建設事務所(日光川) / 愛知県立建設事務所(境川・逢妻川) → (海部建設事務所) → 海部地区水防事務組合 (天白川・境川・逢妻川を除く) / (一宮建設事務所) → 愛知県尾張水害予防組合 (天白川・境川・逢妻川を除く) (県防災行政無線) → 市町村 → 住民等</p> <p>陸上自衛隊 / 愛知県警察本部 → 関係警察署 / 関係機関</p> <p>名古屋地方気象台 → 愛知県 (県防災行政無線) / 消防庁 / 西日本電信電話株 / 報道機関 / 防災関係機関</p>	
119	図5 水位周知海岸の水位情報 (高潮氾濫発生情報)	図5 水位周知海岸の水位情報 (高潮氾濫発生情報)	関係機関の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
120	<p>・三河湾・伊勢湾沿岸</p> <p>河川課</p> <p>中部管区警察局 名古屋地方気象台 第四管区海上保安本部 陸上自衛隊第10師団司令部 愛知県警察本部 愛知県防災安全局防災部災害対策課 東三河総局 尾張県民事務所 海部県民事務所 知多県民事務所 西三河県民事務所 海部農林水産事務所 知多農林水産事務所 西三河農林水産事務所 西三河農林水産事務所稲垣農地整備出張所 東三河農林水産事務所 尾張建設事務所 一宮建設事務所 海部建設事務所 知多建設事務所 西三河建設事務所西尾支所 知立建設事務所 東三河建設事務所 衣浦港務所 三河港務所 名古屋市 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲郡市 若海市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 豊明市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 豊山町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 関係消防機関</p> <p>関係警察署</p> <p>海部地区水防事務組合</p> <p>愛知県尾張水害予防組合</p> <p>中部地方整備局地域河川課 愛知県農林基盤局農地部農地計画課 愛知県都市・交通局港湾課</p>	<p>・三河湾・伊勢湾沿岸</p> <p>河川課</p> <p>中部管区警察局 名古屋地方気象台 第四管区海上保安本部 陸上自衛隊第10師団司令部 愛知県警察本部 愛知県防災安全局防災部災害対策課 東三河総局 尾張県民事務所 海部県民事務所 知多県民事務所 西三河県民事務所 海部農林水産事務所 知多農林水産事務所 西三河農林水産事務所 西三河農林水産事務所稲垣農地整備出張所 東三河農林水産事務所 尾張建設事務所 一宮建設事務所 海部建設事務所 知多建設事務所 西三河建設事務所西尾支所 知立建設事務所 東三河建設事務所 衣浦港務所 三河港務所 名古屋市 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲郡市 若海市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 豊明市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 豊山町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 関係消防機関 名古屋港管理組合</p> <p>関係警察署</p> <p>愛知県尾張水害予防組合</p> <p>海部地区水防事務組合</p> <p>中部地方整備局地域河川課 愛知県農林基盤局農地部農地計画課 愛知県都市・交通局港湾課</p>	関係機関の整理
120	図6 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報 [土砂災害])	図6 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報 [土砂災害])	関係機関の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<p>図6 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）</p>  <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>図6 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）</p>  <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	
	<p>第2節 避難情報</p>	<p>第2節 避難情報</p>	
121	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難情報</p> <p>ウ [警戒レベル3]高齢者等避難 (略)</p> <p>なお、夜間、早朝に避難指示を発令するような (略)</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難情報</p> <p>ウ [警戒レベル3]高齢者等避難 (略)</p> <p>なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような (略)</p>	表記の整理
	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	
	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>	
128	<p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略)</p> <p><u>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる</u>県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(3) 行方不明者の情報収集</p> <p>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略)</p> <p><u>報告にあたり</u>、市町村長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集</p> <p>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で安否不明者・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p>	<p>防災情報システムの改修更新に伴う修正</p> <p>「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	また、行方不明者として把握した者が、(略)	また、 <u>安否不明者</u> ・行方不明者として把握した者が (略)	の公表方針」の反映
129	<p>2 県（防災安全局、関係局）の措置</p> <p>(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整 (略)</p> <p>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p>	<p>2 県（防災安全局、関係局）の措置</p> <p>(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整 (略)</p> <p>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p><u>なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、別に定める公表方針に基づき実施するものとする。</u></p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」</p>	「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映
	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保	
134	<p>1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p><u>(6) 孤立防止用無線電話等の使用</u></p> <p><u>災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想されるため西日本電信電話株式会社では、超小型衛星通信装置 (ku-1ch) を一部の市役所及び町村役場や学校等に常置し、孤立防止を図っているため、東三河総局・県民事務所等 (方面本部)、地方機関にあつては、防災行政無線電話、一般加入電話等の途絶に際しては、この無線電話を使用し、災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(7) 電話・電報施設の優先利用 (略)</p> <p>(8) 県防災情報システム (略)</p> <p>(9) 県防災情報システム (略)</p>	<p>1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(削除)</p> <p>(6) 電話・電報施設の優先利用 (略)</p> <p>(7) 放送の依頼 (略)</p> <p>(8) 県防災情報システム (略)</p>	設備 (ku-1ch) 廃止に伴う修正
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣	
143	<p>1 自衛隊における措置</p> <p>(6) 連絡要員の派遣</p> <p>自衛隊は、災害派遣要請を受けたときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。</p>	<p>1 自衛隊における措置</p> <p>(6) 連絡要員の派遣</p> <p>自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、<u>又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。</u></p>	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	第5節 防災活動拠点の確保等	第5節 防災活動拠点の確保等	
148	3 防災活動拠点の区分と要件等 表中 3 広域防災活動拠点 要件 施設整備の記載内容 「倉庫等 宿泊施設」	3 防災活動拠点の区分と要件等 表中 3 広域防災活動拠点 要件 施設整備の記載内容 「倉庫等 できれば 宿泊施設」	表記の整理
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
149	○ 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、 <u>防災航空隊を設置し</u> 、防災ヘリコプターを活用する。	○ 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
149	表中 機関名：県 被害発生中 欄 ○ 防災ヘリコプターの出動	表中 機関名：県 被害発生中 欄 ○ 防災ヘリコプターの出動 調整	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
149	表中 機関名：県 第3節 航空機の活用 主な措置 欄 2(1)防災ヘリコプターの出動	表中 機関名：県 第3節 航空機の活用 主な措置 欄 2(1)防災ヘリコプターの出動 調整	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	
150	3 県（防災安全局）における措置 <u>(追加)</u>	3 県（防災安全局）における措置 <u>(4) ゼロメートル地帯では、津波等により広範囲が浸水し、長期間湛水するとともに、既存の防災活動拠点が浸水する可能性があることから、県は、ゼロメートル地帯において、県や市町村、消防、自衛隊等が迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための「広域防災活動拠点」をあらかじめ整備する。</u>	ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点の整備について追記
	第3節 航空機の活用	第3節 航空機の活用	
153	2 愛知県防災ヘリコプターの活用	2 愛知県防災ヘリコプターの活用	ヘリコプ

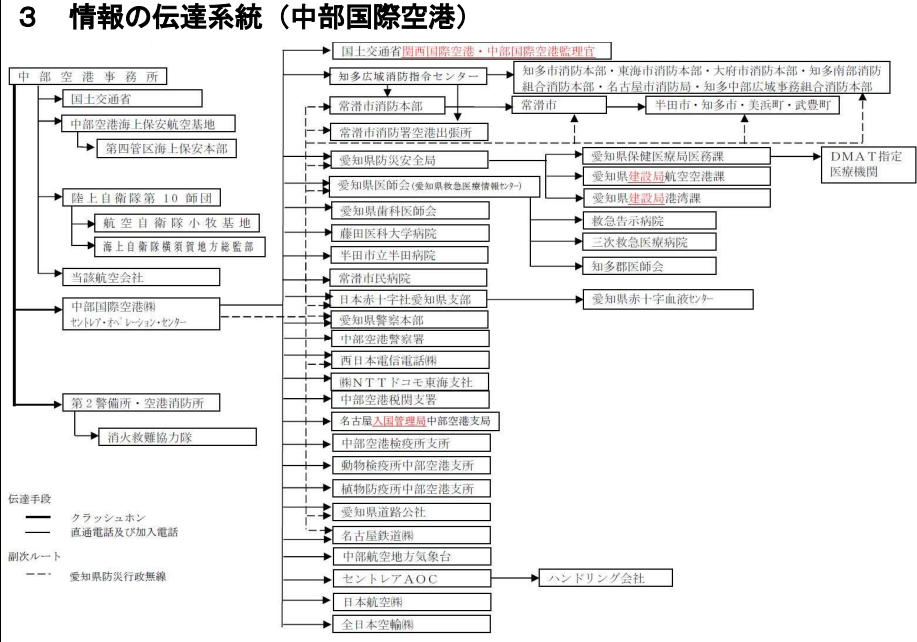
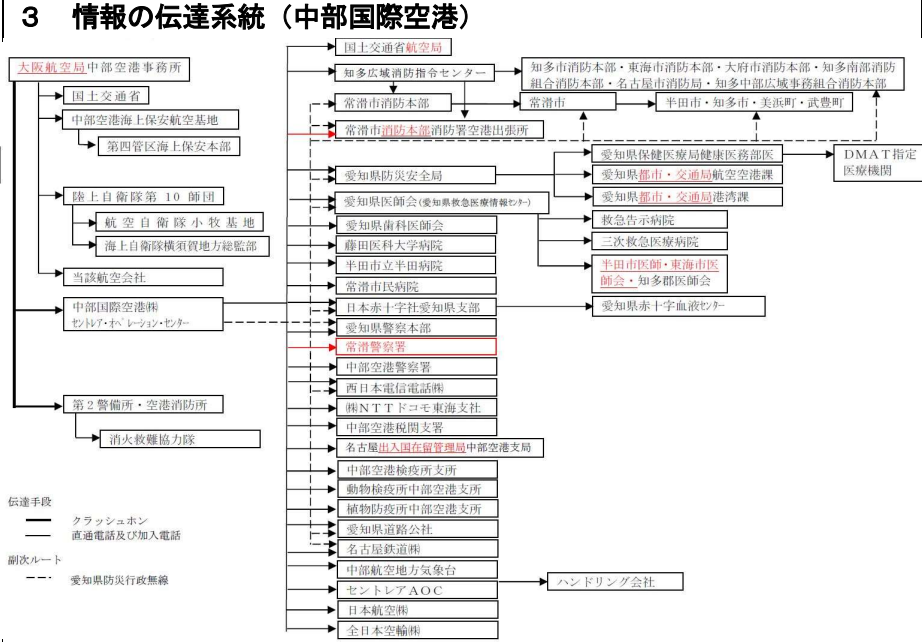
風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<p>(1) 県 (防災安全局) における措置 愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。</p> <p>ア 活動内容 <u>防災航空隊は</u>、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害発生等による出動 <u>知事は</u>、県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。</p> <p>ウ 市町村等の要請による出動 <u>知事は</u>、市町村長等 (消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。) から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>エ</u> 他の防災航空隊との連携 <u>防災航空隊は</u>、<u>名古屋市消防航空隊及び</u>近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。</p> <p>(ア) 本県の防災ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。</p>	<p>(1) 県 (防災安全局) <u>及び名古屋市 (消防航空隊)</u> における措置 愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。</p> <p>ア 活動内容 ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害発生等による出動 県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。</p> <p>ウ 市町村等の要請による出動 市町村長等 (消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。) から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>エ 事務委託</u> <u>ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14 (事務の委託) により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。</u></p> <p><u>オ</u> 他の防災航空隊との連携 <u>県は</u>、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。</p> <p>(ア) 本県の防災ヘリコプター<u>及び名古屋市の消防ヘリコプター</u>が点検整備等で緊急運航できないとき。</p>	<p>ターの運航を名古屋市に事務委託したため。</p>
	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	
	<p>第1節 医療救護</p>	<p>第1節 医療救護</p>	
161	<p>1.1 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(6) 県は、陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプター<u>を</u>出動<u>させる</u>とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。</p>	<p>1.1 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(6) 県は、陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプター<u>の</u>出動<u>を要請する</u>とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。</p>	<p>ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。</p>
161	<p>1.2 血液製剤の確保</p> <p>(3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプター<u>を</u>出動</p>	<p>1.2 血液製剤の確保</p> <p>(3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプター<u>の</u>出動</p>	<p>ヘリコプターの運航</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	させるとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	を要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	を名古屋市に事務委託したため。
	第7章 救出・救助対策	第7章 救出・救助対策	
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等	
171	2 自衛官及び消防吏員における措置 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、(略)	2 自衛官及び消防吏員における措置 <u>災害</u> 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、(略)	表記の整理
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
175	5 名古屋高速道路公社における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ア <u>次により路上及び路下の点検を実施し</u> 、被害状況及び交通状況の把握、復旧検討のための点検を行う。	5 名古屋高速道路公社における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ア 被害状況及び交通状況の把握、復旧検討のための点検を行う。	表記の整理
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
189	1 市町村における措置 (4) 避難所の運営 キ 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、(略)	1 市町村における措置 (4) 避難所の運営 キ 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・ <u>児童委員</u> 、(略)	児童委員の追記（防災基本計画の表記と統一）
	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
196	1 市町村における措置 (3) 米穀の原料調達 ウ 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（ <u>政策統括官</u> ）に要請を行うことができる。(略)	1 市町村における措置 (3) 米穀の原料調達 ウ 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（ <u>農政局長</u> ）に要請を行うことができる。(略)	国の組織再編に伴う修正
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
206	表中 区分 第6節 通信施設の応急措置 機関名 欄： <u>電気</u> 通信事業者、(略)	表中 区分 第6節 通信施設の応急措置 機関名 欄：通信事業者、(略)	表記の整理
	第5節 下水道施設対策	第5節 下水道施設対策	
211	下水道管理者（県（建設局）及び市町村）における措置	下水道管理者（県（建設局）及び市町村）における措置	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	(略) 次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、(略)	(略) 次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、(略)	
211	第6節 通信施設の応急措置 1 電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社) における措置 ◆ 附属資料第4「西日本電信電話株式会社名古屋支店」	第6節 通信施設の応急措置 1 通信事業者 (西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社) における措置 ◆ 附属資料第4「西日本電信電話株式会社東海支店」	表記の整理
218	第14章 海上災害対策 海上災害対策 6 県 (農業水産局、建設局、防災安全局) における措置 (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>防災航空隊は、自ら又は沿岸市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</u>	第14章 海上災害対策 海上災害対策 6 県 (農業水産局、建設局、防災安全局) における措置 (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により、防災ヘリコプターを活用する。</u>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
226	第15章 航空災害対策 第1節 中部国際空港 3 情報の伝達系統 (中部国際空港) 	第15章 航空災害対策 第1節 中部国際空港 3 情報の伝達系統 (中部国際空港) 	中部国際空港緊急計画の改正に伴う関係機関の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	第16章 鉄道災害対策	第16章 鉄道災害対策	
	鉄道災害対策	鉄道災害対策	
237	3 県（防災安全局、保健医療局）における措置 (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>防災航空隊は、自ら又は沿岸市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</u>	3 県（防災安全局、保健医療局）における措置 (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。</u>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	第17章 道路災害対策	第17章 道路災害対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
240	表中 機関名：道路管理者及び中部地方整備局 被害発生中 欄 ○ 他の道路管理者への応援要 <u>求</u>	表中 機関名：道路管理者及び中部地方整備局 被害発生中 欄 ○ 他の道路管理者への応援要 <u>請</u>	表記の整理
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の応急活動	
241	表中 機関名：道路管理者（略） 主な措置 欄 1 (5) 他の道路管理者への応援要 <u>求</u> 機関名：中部地方整備局 主な措置 欄 2 (2) 他の道路管理者への応援要 <u>求</u>	表中 機関名：道路管理者（略） 主な措置 欄 1 (5) 他の道路管理者への応援要 <u>請</u> 機関名：中部地方整備局 主な措置 欄 2 (2) 他の道路管理者への応援要 <u>請</u>	表記の整理
	道路災害対策	道路災害対策	
242	3 県（建設局、防災安全局、保健医療局）における措置 (4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>防災航空隊は、自ら又は沿岸市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</u>	3 県（建設局、防災安全局、保健医療局）における措置 (4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。</u>	表記の整理
	第20章 火薬類災害対策	第20章 火薬類災害対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
254	表中 第2節 火薬類積載車両 機関名：中部運輸局	表中 第2節 火薬類積載車両 機関名：中部運輸局	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<p>主な措置 欄</p> <p>3 鉄軌道車両災害の場合、国土交通大臣が第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置を<u>とるよう措置</u></p> <p>第3節 火薬類積載船舶 中部運輸局 機関名：中部運輸局</p> <p>主な措置 欄</p> <p>3 国土交通大臣が、第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置を<u>とるよう措置</u></p>	<p>主な措置 欄</p> <p>3 鉄軌道車両災害の場合、国土交通大臣が第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置を<u>講ずる</u></p> <p>第3節 火薬類積載船舶 中部運輸局 機関名：中部運輸局</p> <p>主な措置 欄</p> <p>3 国土交通大臣が、第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置を<u>講ずる</u></p>	
	第2節 火薬類積載車両	第2節 火薬類積載車両	
256	<p>3 中部運輸局における措置</p> <p>鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置を<u>とるよう措置</u>を講ずる。</p>	<p>3 中部運輸局における措置</p> <p>鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置を講ずる。</p>	表記の整理
	第3節 火薬類積載船舶	第3節 火薬類積載船舶	
257	<p>3 中部運輸局における措置</p> <p>国土交通大臣が、第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置を<u>とるよう措置</u>を講ずる。</p>	<p>3 中部運輸局における措置</p> <p>国土交通大臣が、第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置を講ずる。</p>	表記の整理
	第21章 大規模な火事災害対策	第21章 大規模な火事災害対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
258	<p>表中</p> <p>機関名：地元市町村</p> <p>被害発生中 欄</p> <p>○ 避難<u>勧告</u>・指示等</p>	<p>表中</p> <p>地元市町村</p> <p>被害発生中 欄</p> <p>○ 避難指示等</p>	表記の整理
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
258	<p>表中</p> <p>区分：大規模な火事災害対策</p> <p>機関名：地元市町村</p> <p>主な措置 欄</p> <p>1 (2) 避難<u>勧告</u>等</p>	<p>表中</p> <p>区分：大規模な火事災害対策</p> <p>機関名：地元市町村</p> <p>主な措置 欄</p> <p>1 (2) 避難<u>指示</u>等</p>	表記の整理
	大規模な火事災害対策	大規模な火事災害対策	
260	<p>2 県（防災安全局、保健医療局）における措置</p> <p>(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動</p> <p><u>防災航空隊は、自ら又は沿岸市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活</u></p>	<p>2 県（防災安全局、保健医療局）における措置</p> <p>(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動</p> <p><u>救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等か</u></p>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<u>動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</u>	<u>らの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。</u>	したため。
	第22章 林野火災対策	第22章 林野火災対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
262	表中 機関名：地元市町村 被害発生中 欄 ○ 避難 <u>勧告・指示</u> 等	表中 機関名：地元市町村 被害発生中 欄 ○ 避難指示等	表記の整理
	林野火災対策	林野火災対策	
264	1 地元市町村における措置 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、 <u>県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u> に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する(第5章第3節「航空機の活用」参照)。 2 県(農林基盤局、防災安全局、保健医療局)における措置 (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>防災航空隊は、自ら又は沿岸市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u> に基づく依頼により防災ヘリコプターを出動させ、 <u>救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</u>	1 地元市町村における措置 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、「 <u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u> 」に基づき防災ヘリコプターの出動を要請する(第5章第3節「航空機の活用」参照)。 2 県(農林基盤局、防災安全局、保健医療局)における措置 (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</u> に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	第24章 住宅対策	第24章 住宅対策	
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
277	1 県(建築局)及び救助実施市における措置 ◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書(県、名古屋市対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・ <u>愛知建設労働組合</u> ・県建築組合連合会・愛知建設組合・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会・県管工事業協同組合連合会)」	1 県(建築局)及び救助実施市における措置 ◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書(県、名古屋市対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・県建築組合連合会・愛知建設組合・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会・県管工事業協同組合連合会)」	関係機関の整理
	第25章 学校における対策	第25章 学校における対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
280	表中 機関名：県 事後 欄	表中 機関名：県 事後 欄	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 <li style="padding-left: 20px;">○ 広報・周知活動の実施 ○ 応援の要求・指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 <li style="padding-left: 20px;">○ 広報・周知活動の実施 <li style="padding-left: 40px;"><u>○ 教科書等の給与 (県立学校)</u> ○ 応援の要求・指示 	
280	<p>表中 機関名：市町村 事後 欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 <li style="padding-left: 20px;">○ 広報・周知活動の実施 <li style="padding-left: 40px;">○ 教科書等の給与 ○ 応援の要求・指示 	<p>表中 機関名：市町村 事後 欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 <li style="padding-left: 20px;">○ 広報・周知活動の実施 <li style="padding-left: 40px;">○ 教科書等の給与 <u>(市町村立学校)</u> ○ 応援の要求・指示 	表記の整理
280	<p>表中 機関名：国立・私立学校設置者（管理者） 事後 欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 <li style="padding-left: 20px;">○ 広報・周知活動の実施 ○ 応援の要求・指示 	<p>表中 機関名：国立・私立学校設置者（管理者） 事後 欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 <li style="padding-left: 20px;">○ 広報・周知活動の実施 <li style="padding-left: 40px;"><u>○ 教科書等の給与 (私立学校等)</u> ○ 応援の要求・指示 	表記の整理
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置		第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
281	<p>県(教育委員会)、市町村及び国立・私立学校設置者(管理者)における措置</p> <p>(1) 気象警報等の把握・伝達 (略) ア 県立学校<u>等</u> (略) イ 市町村立学校<u>等</u> (略) ウ 国立私立学校<u>等</u> (略) (2) 臨時休業等の措置 (略) ウ 国立<u>及び</u>私立学校</p>	<p>県(教育委員会)、市町村及び国立・私立学校設置者(管理者)における措置</p> <p>(1) 気象警報等の把握・伝達 (略) ア 県立学校 (略) イ 市町村立学校 (略) ウ 国立私立学校 (略) (2) 臨時休業等の措置 (略) ウ 国立・私立学校</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	第4節 教科書・学用品等の給与	第4節 教科書・学用品等の給与	
283	2 市町村における措置 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市町村立小・中学校等の児童及び生徒に対して…	2 市町村における措置 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市町村立学校の児童・生徒に対して…	表記の整理
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第3章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物処理対策	
	災害廃棄物処理対策	災害廃棄物処理対策	
290	1 県（環境局）における措置 (1) 連絡調整及び支援・協力の実施 (略) ◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合、県産業 廃棄物 協会、県解体工事業連合会、県建設業協会、県土木研究会、日本建設業連合会中部支部）」	1 県（環境局）における措置 (1) 連絡調整及び支援・協力の実施 (略) ◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合、県産業 資源循環 協会、県解体工事業連合会、県建設業協会、県土木研究会、日本建設業連合会中部支部）」	協会の名称 変更に伴う 修正
291	(4) 周辺市町村及び県への応援要請 (略) 災害時の支援体制 	(4) 周辺市町村及び県への応援要請 (略) 災害時の支援体制 	